

3-3 三番宿

(1) 建物の沿革

番宿とは、川越人足の詰所であり、川越人足は一から十までの組に分けられ、各番宿にて待機していた。現在は三番宿、十番宿を公開している。

三番宿は、昭和 48 年に復元整備され、正面、側面は当時の雰囲気を残す一方、裏は土間奥に風呂場、トイレが増築されている。

かつての所有者が保管していた明治 28 年の登記書類の写しでは、間口、奥行とも 6 間 3 尺の居宅のほか、厠、物置など 3 棟が記されており、現在の造作とは大きく異なっている。かつての所有者の話では、家の造作は元々西側に 1 間半ほど続いていたが、土地の売買により現在の形になったと言い、それが地籍図の分筆状況とも一致している。

(2) 建物の概要

表16 建物の概要

| | |
|-----|--------------------------|
| 構造 | 木造 平屋建 |
| 寸法 | 桁行 5 間半 × 梁行 6 間半 |
| 間取り | 8 畳(2)、6 畳(4) 注：カッコ内は部屋数 |
| 屋根 | 切妻、棧瓦葺き（前面軒銅板葺き） |
| 外壁 | 板壁 |
| 建具 | 引戸、 ^{しとみど} 蔀戸 |
| 整備年 | 昭和48年(1973) |
| 所有 | 市 |

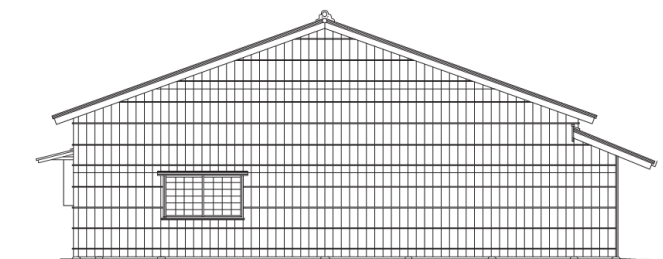
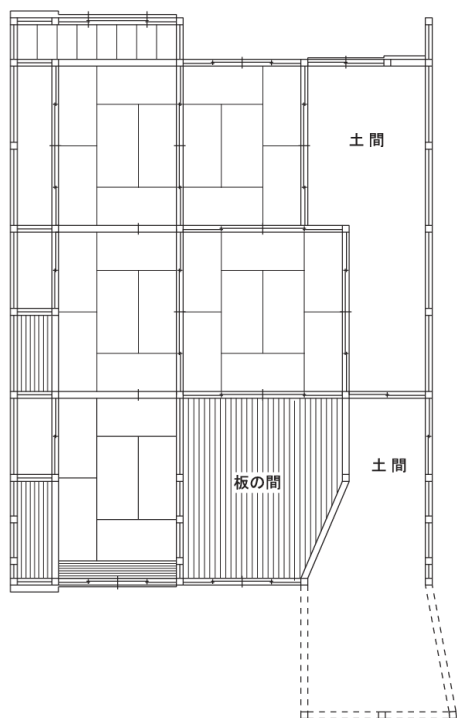


図26 三番宿平面及び立面図

(3) 保存・整備計画

建物の構造や川越しにおける機能を展示紹介するとともに、川越し場の暮らしを紹介するため、川越人足が待機していた詰所の概要等を体験できる施設として整備を行う。

また、川越し関連団体の利用など利活用の機能についても検討する。さらに、耐震診断を行い、見学者等の安全確保のための耐震補強を順次実施する。

(4) 活用計画

表17 活用の現状と計画

| | 現状 | 計画 |
|-------|----------------------|---|
| 体験・参加 | ・三番宿の公開 | ・現状の機能の強化 |
| 展示 | ・川越人足の人形、天水桶 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き川越人足の人形、天水桶の展示 ・説明システム(人感センサー:音声ガイド)の導入検討 ・屋内見学のため、人感センサーによって点灯する照明の設置を検討。なお、点灯する照明については、行燈型<small>あんどん</small>を検討 ・防犯警備システムの導入 |
| 休憩 | ・縁台、パンフレット(イベント案内など) | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、縁台、パンフレットの設置 ・必要に応じて昼食会場としても利用 |



三番宿

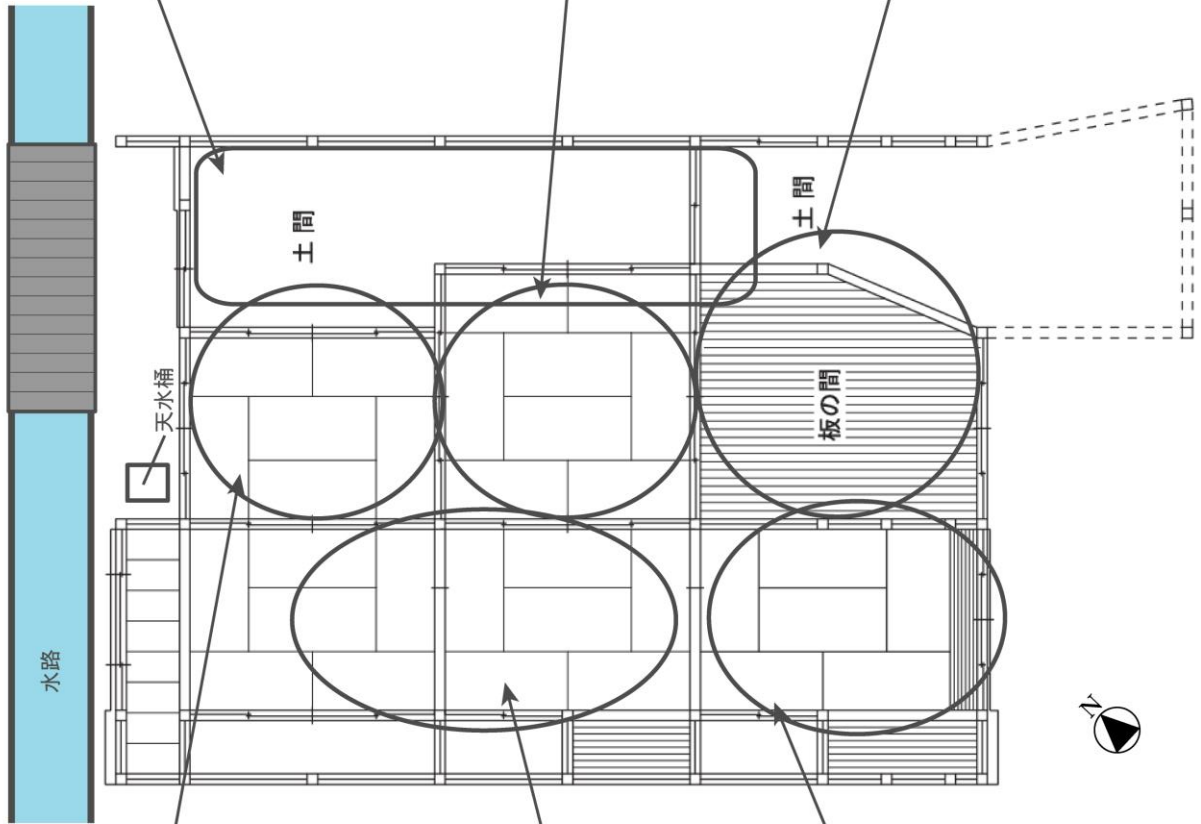
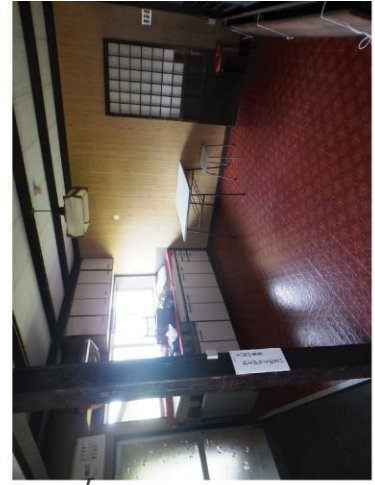


图 27 展示现状图 (三番宿)

3-4 十番宿

(1) 建物の沿革

番宿とは、川越人足の詰所であり、川越人足は一から十までの組に分けられ、各番宿にて待機していた。現在は三番宿、十番宿を公開している。

十番宿の建物は明治 13 年頃の建物で当時は萱葺きであった。昭和 54 年に復元整備が行われて現在に至っている。

北側に延びた屋根の軒下に玄関から延びる土間が、L 字に曲がって裏口に通じている。土間奥の勝手部分の窓は無双窓となっている。

かつての所有者によれば、所有者の家は元々金谷の出身で江戸時代に現在の地に入植して農業を営み、昼間は住居を番宿として貸していたという。

(2) 建物の概要

表18 建物の概要

| | |
|-----|-----------------------------|
| 構造 | 木造 平屋建 |
| 寸法 | 桁行 4 間半 × 梁行 4 間 |
| 間取り | 6 畳(2) 板間 6 畳(1) 注：カッコ内は部屋数 |
| 屋根 | 切妻、棧瓦葺き（前面軒銅板葺き） |
| 外壁 | 板壁 |
| 建具 | 引戸、 ^{しよみど} 蔀戸 |
| 整備年 | 昭和57年(1982) |
| 所有 | 市 |

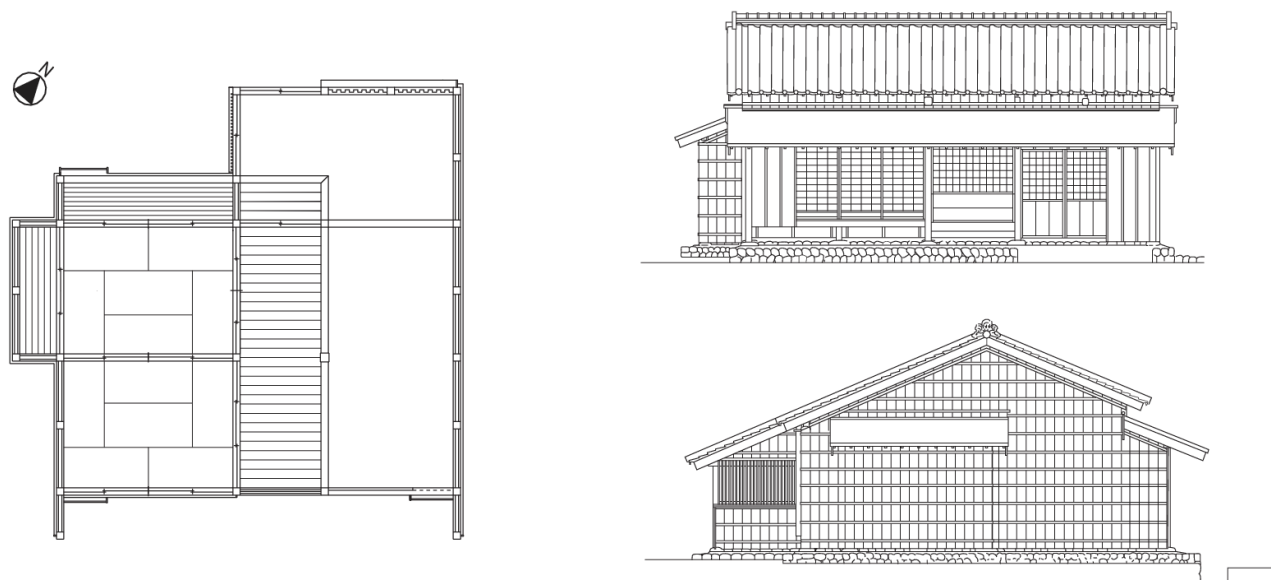


図28 十番宿平面及び立面図

(3) 保存・整備計画

建物の構造や川越しにおける機能を展示紹介するとともに、川越し場の暮らしを紹介するため、川越人足が待機していた詰所の概要等を体験できる施設として整備を行う。また、耐震診断を行い、見学者等の安全確保のための耐震補強を順次実施する。

(4) 活用計画

表19 活用の現状と計画

| | 現状 | 計画 |
|-------|-----------------------|---|
| 体験・参加 | ・ 十番宿の公開 | ・ 現状の機能の強化 |
| 展示 | ・ 川越人足の人形、民俗・近代資料、天水桶 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き川越人足の人形、民俗・近代資料、天水桶の展示 ・ 説明システム(人感センサー:音声ガイド)の導入検討 ・ 屋内見学のため、人感センサーによって点灯する照明の設置を検討。なお、点灯する照明については、^{あんどん}行燈型を検討 ・ 防犯警備システムの導入 |
| 休憩 | ・ 縁台、パンフレット(イベント案内など) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、縁台、パンフレットの設置 ・ 必要に応じて昼食会場としても利用 |



十番宿

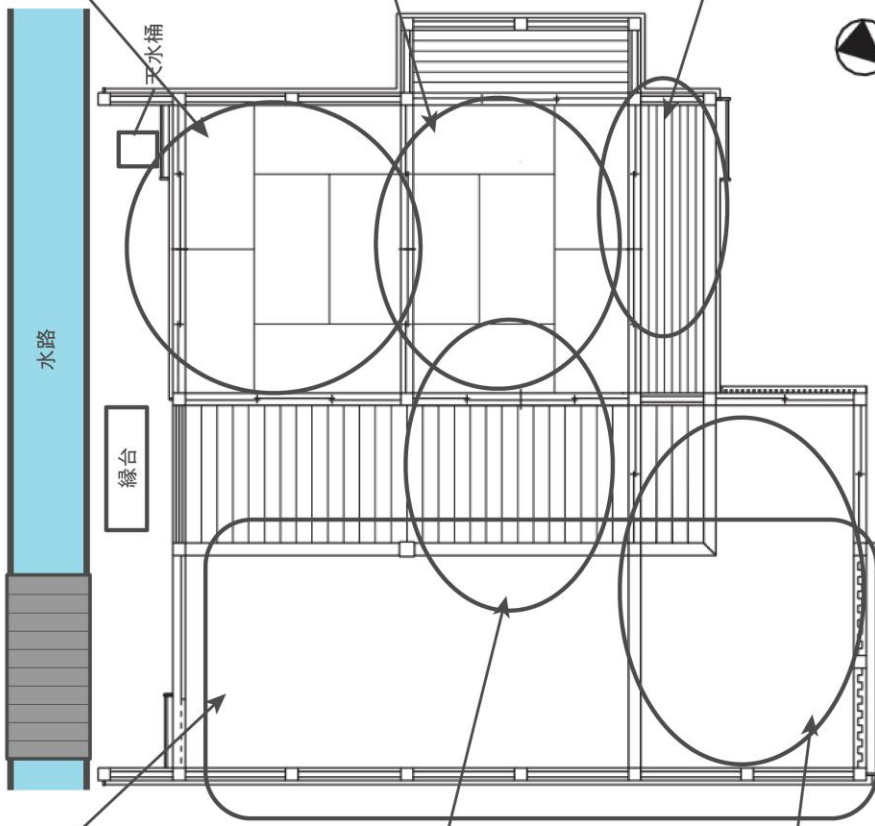


图 29 展示现状图 (十番宿)

第 4 節 修復に関する計画

計画地の修復に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・遺構を保護した上で施工する。
- ・遺跡の現状と損壊の原因を把握し、修理の方針に反映させ、損壊の大きい遺跡については、修復を行う。
- ・損壊の危険度の高いものから順に、適宜保存対策及び維持管理を行う。

修理の方針

建造物の一般的な修理・修復については従来の形を踏襲して行うものの、修景等に配慮しつつ、必ずしも伝統工法の再現に限定せず、必要に応じて現代工法も取り入れて行う。

なお、耐震化のための補強等については利用者の安全確保を最優先し、前述の修理方針と同様、必ずしも伝統工法の再現に限定せず、必要に応じて効果的に現代工法も取り入れ、補強材があまり目立たないように配慮しつつ、強度を高める工夫を行う。

- ・ルーフィング、仕口ダンパー、筋交い等の採用

■修復が必要な箇所の例



札場の側溝の蓋



二番宿の壁

第 5 節 地形造成に関する計画

計画地の造成の基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・発掘調査の実施、遺構表示施設の設置、樹木の植栽等に伴う最小限の改変を除き、現在の地形を維持するものとする。
- ・遺構の復元、表示等の整備に際しては、平面の連担性を考慮しながら、遺構を損傷することのないよう遺構面保護のための盛土を行う。
- ・工事に際して、遺構面に過大な負荷を与えないよう重機等の取扱いについては、十分配慮する。

第 6 節 遺構の表現に関わる計画

発掘調査などによって新たに明らかとなった遺構については、それらの確実な保護を前提とした上で、より効果的な手法による遺構の表示を実施する。

基本的には、遺構の規模・配置・機能等を平面表示により示すこととするが、文献・資料調査における記述・古写真等の分析により規模・構造が明らかとなった遺構については、その全体又は一部の構造の復元整備を視野に入れた研究を行う。

- ・七番宿跡については、発掘調査により明らかとなった遺構の規模・配置・機能等の平面表示を実施する。
- ・川越街道の西側で、最初に目にする「せぎ跡」と呼ばれる堤防跡に、人形やパネルの設置を検討する。
- ・街道にあった土橋（内川土橋跡・久兵衛前土橋跡・三太郎西（上）土橋跡）について、視覚的に理解を深めるため、道路の路面に平面表示の設置を検討する。
- ・高さ 2 間 (3.6m)、延長 3,150 間 (約 5.7km) と記録されている島田大堤の表示を検討する。

第 7 節 修景・植栽及び環境保全に関する計画

1 修景及び植栽に関する計画

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。また、遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める。

■史跡指定地ゾーン

ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景（ファサード修景の整備）

○目隠し植栽

街道から見える現代的な建物の遮断と、住宅側のプライバシー保持を目的とした目隠し植栽を行う。常緑樹による生垣や境界フェンスにつる植物の植栽などの方法で史跡地管理柵の機能を持たせることも検討する。

○ 芝生張りや農地としての利用検討

七番宿や二番宿西においては、表面の凸凹を整地し芝生を植え土埃が立たないよう整備する。二番宿西においては、芝生張りだけでなく、農地としての利用も検討する。

イ 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進

- ・史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、「川越街道修景基準」にもとづいて、街並み形成を促す。

資料編に「川越街道修景基準」を添付予定

- ・民有地については史跡の景観保全に配慮した町並みの修景維持への協力を求め、「島田市史跡のまちなみ保存整備事業補助金」の活用を促し、景観の保全・整備を推進する。

■保護対象範囲ゾーン

ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景整備（ファサード修景の整備）

街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においても、必要に応じて整備を行い、川越遺跡と調和するような外観を形成するとともに住民のプライバシーの保護を図る。

イ 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進

- ・ 史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、「川越街道修景基準」にもとづいて、街並み形成を促す。

資料編に「川越街道修景基準」を添付予定

- ・ 民有地については史跡の景観保全に配慮した町並みの修景維持への協力を求め、「島田市史跡のまちなみ保存整備事業補助金」の活用を促し、景観の保全・整備を推進する。

ウ 水田の体験学習による活用検討

遺跡周辺はかつて水田に囲まれており、川越し場集落の景観や環境を形成していた。現在残っている場所は所有者の協力を得ながら、水田で小学生が体験し餅つき大会などを行うなど体験学習による活用を検討する。

(資料編：事例 旧東海道藤川宿 『地元の小学生がむらさき麦の種まき』)

■史跡周辺ゾーン

ア 街道からの歴史的景観保護のための修景整備（ファサード修景の整備）

遺跡東方の街道から可視できる場所の修景整備を行って、川越遺跡と調和するような景観形成を図る。

イ 景観保護のための助成と規制化の検討

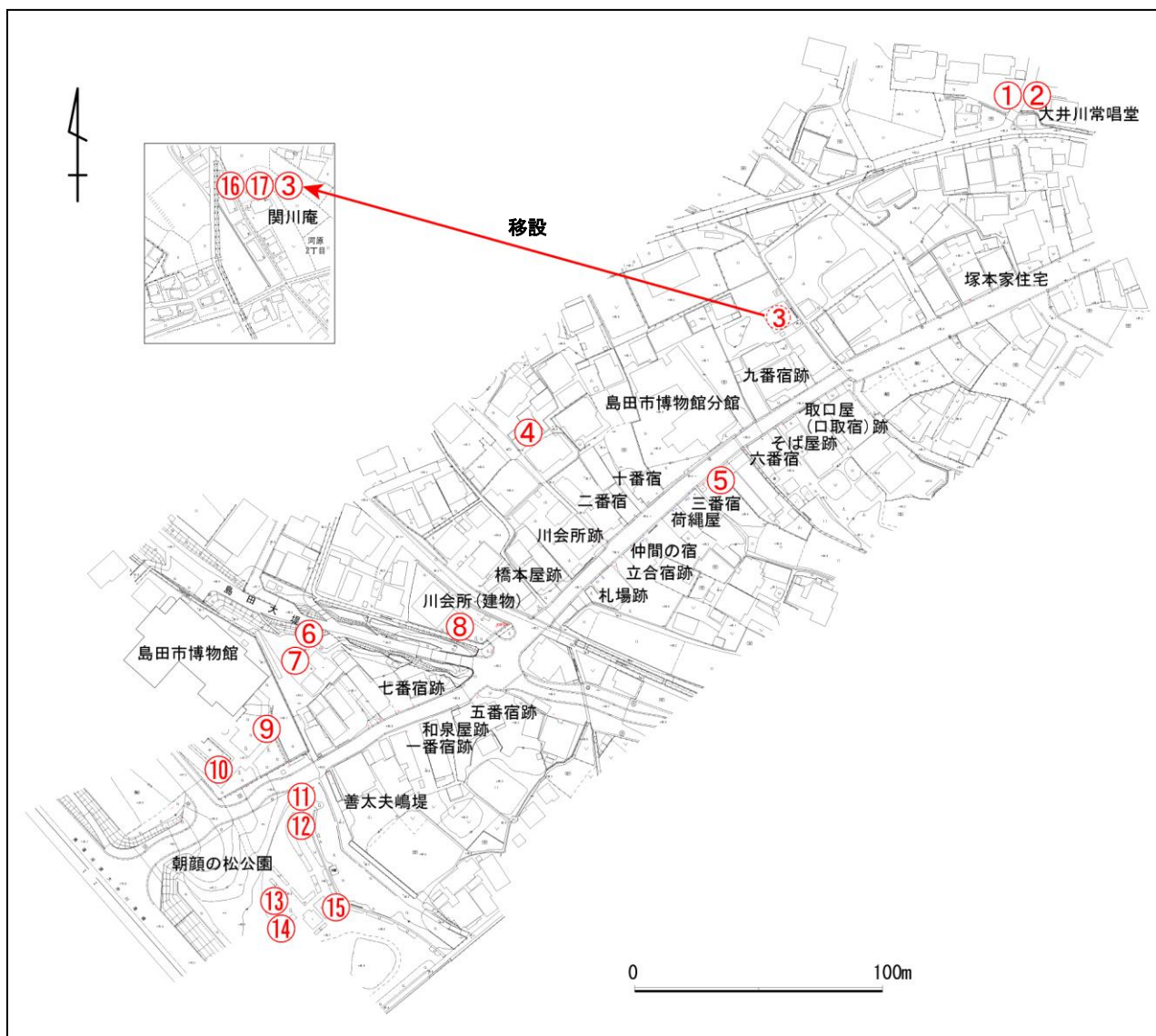
史跡への来訪者のアプローチにふさわしい沿道景観の誘導

ウ 入り口にふさわしい修景・サイン整備

- ・ 街道の東、交差点から約300m、新東海製紙株式会社の壁に、大名行列などの絵をペインティングすることを検討
- ・ 街道の東、主要地方道島田岡部線の分岐点に、カラー舗装を検討
- ・ 指定地の東側入口の修景・サイン整備（指定地の明確化）
- ・ 県道島田岡部線（大井川橋）と県道河原・大井川港線の交差点のサイン整備

2 関川庵・大井川常唱堂・あさがお堂・文学碑等の保全

関川庵・大井川常唱堂・あさがお堂・文学碑等については、所有者や地域住民の理解と協力を得ながら保全に努めるとともに、地区内の歴史的資源の掘り起こしと修景・整備を検討していく。



ほこら
図 31 石碑・祠等位置図

- ①大井川常唱堂②大村藩家臣の墓③延命地蔵④道祖神⑤秋葉堂⑥日朝上人・八重樫不動尊
- ⑦稲荷神社⑧芭蕉翁馬方句碑⑨芭蕉たわみては句碑⑩芭蕉ちさはまだ句碑⑪朝顔の松碑
- ⑫田中波月句碑⑬巖谷小波句碑⑭目明観音・波除地蔵⑮あさがお堂⑯関川庵⑰吉川郎の墓